

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第8号**

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成14年新潟県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(電磁的記録の公開の方法) <b>第5条</b> 条例第14条第2項の実施機関が定める方法 は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、 当該各号に定める方法とする。 (1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該 電磁的記録を専用機器により再生したものの視 聴又は <u>電磁的記録媒体</u> （電磁的記録に係る記録 媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付 (2) (略) 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記 録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは 視聴又は <u>電磁的記録媒体</u> に複写したものの交付が 容易であるときは、当該再生したものの閲覧若し くは視聴又は当該複写したものの交付により公開 を行うことができる。 3 (略)	(電磁的記録の公開の方法) <b>第5条</b> 条例第14条第2項の実施機関が定める方法 は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、 当該各号に定める方法とする。 (1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該 <u>録音テー</u> <u>プ若しくはビデオテープ</u> を専用機器により再生 したものの視聴又は録音カセットテープ若しく はビデオカセットテープに複写したものの交付 (2) (略) 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記 録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは 視聴又は <u>磁気ディスク</u> 等に複写したものの交付が 容易であるときは、当該再生したものの閲覧若し くは視聴又は当該複写したものの交付により公開 を行うことができる。 3 (略)

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。